

早期発見対応指針

令和 2 年 2 月
飯 塚 市

早期発見対応指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)

(児童虐待の早期発見)

- 第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。
- 3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

1 早期発見・早期対応の必要性

児童虐待は、子どもの発育・発達面、情緒面、行動面等に問題をもたらし、子どもの一生に大きな影響を及ぼす。さらには、世代を超えて「虐待の連鎖」を引き起こすこともあると言われている。また、一旦、特別な支援が必要な状態にまで陥ってしまうと、改善は容易ではなく、多くの人手・時間・経費を要することになる。

こうしたことから、虐待を早期に発見し、早期に対応を行う。早期に適切な対応を行うことは、子どもの受ける心身の傷を軽減するとともに、家族関係修復にも有効となる。

2 虐待を受けた子どもを発見したときの通告の義務

虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下同じ)を発見した人には、速やかに、市又は児童相談所等に通告する法的義務がある。緊急性が高いと判断される場合には、子どもの安全を確保するため、至急、児童相談所や警察に通告・通報する。

通告した人には、実際に虐待があったかどうかを証明する責任はなく、実際に虐待であるかどうかの判断は、通告を受けた機関が行う。通告を受けた機関は、通告者や通告の内容等の情報が漏れないようにする。

3 通告受理後の初期対応

(1) 初期対応の流れ

市や児童相談所等に通告があると、通告を受けた機関では緊急会議を開き通告内容を確認する。さらに状況を詳しく把握するため、関係機関と連絡をとり情報を集めるとともに、調査を行って子どもの安全を確かめる。

深刻な事例であると判った場合は、子どもを児童相談所において一時保護し、子どもの安全を確保する。

(2) 通告・相談者別の留意点

① 虐待している保護者からの相談

ア 非難や批判をせず、訴えを傾聴する。共に問題を考える姿勢を示し、必要な場合には解決への方法や見通しについて具体的な助言をする。

イ 子どもに対する気持、家族関係や生活の状況、支援者の有無、求めている支援内容などを聴く。

ウ 必要ならば家庭訪問することを伝え、了解を得る。

② 子どもからの相談

子どもの心理的負担等に配慮した聞き取りを心がけ、虐待の状況、親やきょうだいに対する気持、家族関係や生活の状況、求めている支援内容などを聴く。

子どもの二次被害を防止するため、必要に応じて、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を適切に実施する。

③ 家族、親族からの相談・通告

家族、親族としての立場や心配を受けとめながら話を傾聴し、虐待している者や被虐待児との関係についての情報を聴取する。

④ 地域、近隣住民からの相談・通告

匿名の通告の場合は、通告者のプライバシーの保護をていねいに説明して、氏名、住所、連絡先等を教えてもらう努力をする。また、以後の情報を受ける窓口として、担当者名を伝える。

⑤ 学校・保育所・幼稚園等からの相談・通告

虐待が見られたり疑われる場合には、訪問調査により実態を把握し、子どもの状態を直接確認し、児童相談所に報告する。状況に応

じて児童相談所への送致を検討する。

⑥ 医療機関からの相談・通告

外来受診時や入院中のケースで相談・通告があった場合には、医療機関に出向いて主治医や関係職員から状況等を聴取する。入院中の場合は、子どもの状態を直接確認する。

(3) 情報の収集及び調査

通告を受けた機関は、他の機関と連携してできるだけ早く情報を収集する。また、条例第19条第1項により、市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認する。

虐待への対応では、関係者が集まって情報交換により情報を共有するとともに、次の事項について話し合い、連携して迅速に対応する。

- ① 事例の説明
- ② 虐待に関する情報の確認
- ③ 各関係機関の認識や考え方の確認
- ④ 当面の方針決定
- ⑤ 連絡体制の確立

(4) 安全確認

安全確認とは、虐待通告があった時に、今置かれている状況で子どもが安全に生活することができているかどうかを確認することである。通告を受理した場合には、子どもの安全確認を行わなければならない。生命に危険が考えられる深刻なケースや緊急度の高いケースは速やかに児童相談所に送致する必要がある。その際、立入調査や一時保護が必要と認められる場合は、児童相談所にその旨を報告する。また、送致するかどうか判断に迷った時には児童相談所に相談し、早急に対応してもらおう。

4 関係機関・関係者の役割

(1) 関係機関の連携・協力

虐待は複雑な要因が絡み合っているため、通告・相談を受けた一人あるいは一つの機関の努力だけでは解決はできない。効果的な援助のためには、関係機関・関係者がチーム、ネットワークを組ん

で、連携しながら対応していくことが必要である。

問題が深刻にならないうちに解決するには、一つの機関だけで対応せず、早い時期に関係機関と連携・協力していくことが不可欠である。

虐待は、複数の問題を抱えた家族の中で発生する機会が多いことから、児童相談所などの関係機関・関係者より多面的に情報を集める。そして、共通した認識をもって、統一した方針のもと、家族が抱える問題全体を考慮しながら、多様な支援を行う。

民間団体も含め、各関係機関は、それぞれの役割を確認し、役割分担を行って、相互に補完しあいながら、連携・協力して総合的な取り組みを行う。

(2) 関係機関・関係者の役割

児童虐待の早期発見において、各関係機関や地域住民は大きな役割を果たす。それぞれの役割を認識・分担し、連携・協力して、早期発見・早期対応に努める。

① 子育て支援課、家庭児童相談室

子育て支援課、家庭児童相談室は、地域住民、民生委員児童委員、学校、保育所、その他の機関から虐待に関する通告や相談を受ける。虐待が疑われる事例については、法的な対応が必要となるので、児童相談所と連携する。

② 保健センター(子育て世代包括支援センター)

保健センター(子育て世代包括支援センター)は、母子手帳交付時や乳幼児健診等の母子保健事業を通じて、妊娠期から子育て期にかけての子ども及び保護者の状況を把握し、虐待のおそれのある家庭を把握する。未受診の家庭等には家庭訪問を行い、子どもの安全を確認するとともに保護者の相談に乗ることにより、保護者の支援・指導を行う。

③ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等では、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、ともに遊び、学び、生活する。そうした場での観察を通して、日常の子どもの様子や変化から危険なサインを読み取り、支援の必要な家庭を発見する。子どもの健康

状態、身長・体重の変化、不自然な傷や火傷、身体や下着の汚れ具合、表情等を観察し、虐待の把握に努める。また、学童期以降では心理的虐待の割合が高くなってくるので、子どもの行動面の変化に対して、特に注意する。

④ 児童相談所

児童相談所では、通告があった場合は48時間以内に子どもの安全確認のため児童福祉司等が家庭訪問等を行う。虐待もしくはそれが疑われる状況の有無を確認し、家族の状況等を調査する。子どもの安全確保のため、児童相談所による一時保護、医療機関への入院、施設への一時保護委託等を行うが、生命に危険がある等、急を要する場合には、児童相談所は保護者の意向に関係なく、躊躇なく子どもを一時保護する。そのうえで、在宅支援、施設入所といった支援のあり方を決定する。

⑤ 警察

警察は、虐待を受けている子どもを被害児童として保護する任務をもっている。保護した子どもを家族に引き渡すことが不適切であると判断すると、児童相談所に身柄つき通告を行う。

警察は、児童相談所が児童の安全確認、一時保護又は立入調査等を行う際に、要請に応じて支援する。また、場合によっては、各種法令を適用して事件化をする。

⑥ 医療関係者

医療関係者は、保護者の不注意による事故での受診や発育不良等から虐待が疑われる事例を早期に発見し、関係機関に情報を提供する。危機的な状態にある事例については医療機関が最初に接触することが多いことから、まず子どもの安全を確保し、危機対応についての対策を日ごろから検討しておく。

乳幼児健診、予防接種、医師が囑託を受けて行う保育所・学校等での健診等においても、子どもの身体的状況等から虐待の可能性をチェックする機会にする。

⑦ 弁護士

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権

の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなっている。

⑧ 保健所

保健所は、地域で生活する住民を対象とした活動の中で、虐待に発展する可能性のある家庭の早期発見と支援を行う。特に産後うつや育児不安の強い保護者、また、障がい児や多胎児・低出生体重児とその家族に対する支援を通して、子どもの健康と安全の確認、保護者への支援を行う。

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員児童委員、主任児童委員は、地域における日常の相談活動の中から、子どもと保護者の関係や育児状況において気になる家庭を観察し、虐待が疑われる子どもを発見した場合は、市や児童相談所に通告する。

⑩ 民間団体等

行政と NPO その他民間団体は、相互の利点を生かし、役割を補完しながら協働して虐待の早期発見・早期対応に努める。子どもが直接 SOS を発信できる電話相談等は、虐待の早期発見・早期対応に有効となる。